

第1回 熊野川懇談会

会議資料 1

熊野川懇談会設立について

資料 1-1 新しい河川整備の計画制度

平成9年の河川法改正において、これまでの「治水」「利水」に加えて「河川環境の整備と保全」が法の目的に追加されました。(図-1 参照)

また、これまでの「工事实施基本計画」に代わって、長期的な河川整備の基本となるべき方針を示す「河川整備基本方針」と、今後20～30年間の具体的な河川整備の内容を示す「河川整備計画」が策定されることになり、後者については、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴くこと、また、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じることが定められました。(図-2、3、4 参照)

図-1 河川法改正の流れ

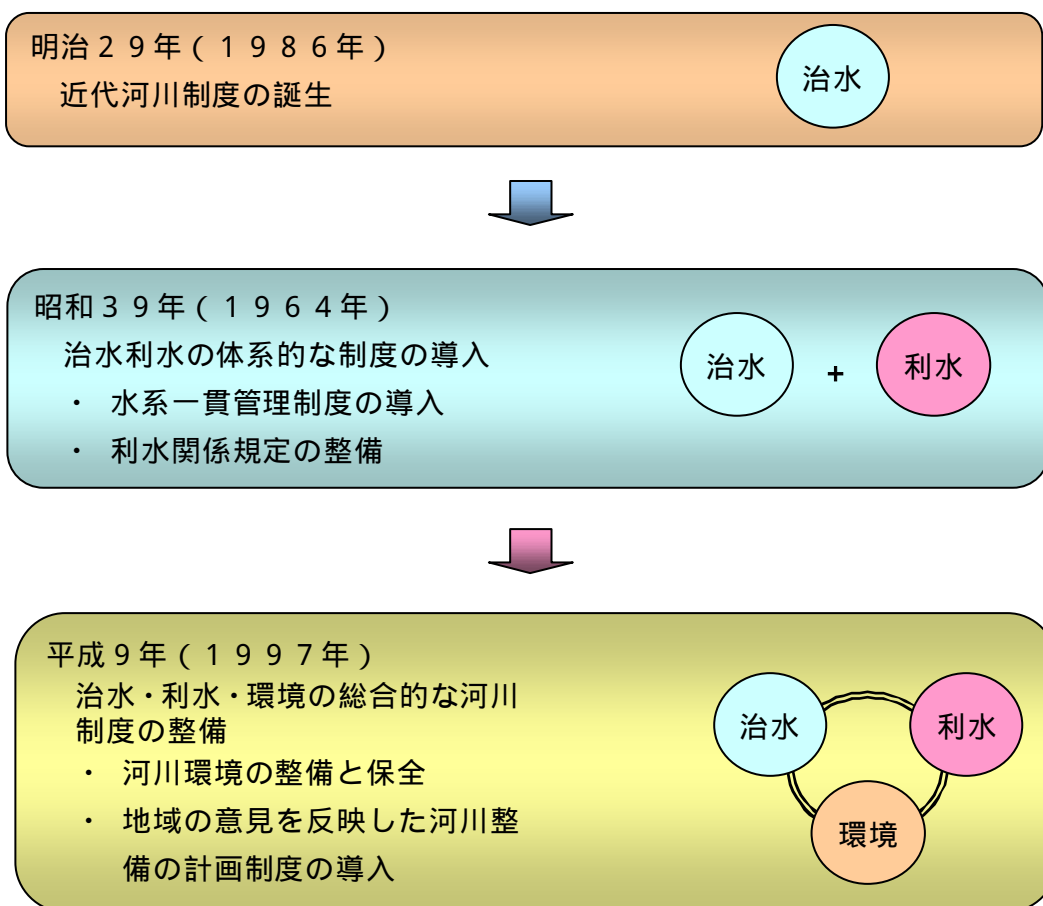


図-2 新しい河川整備の計画制度

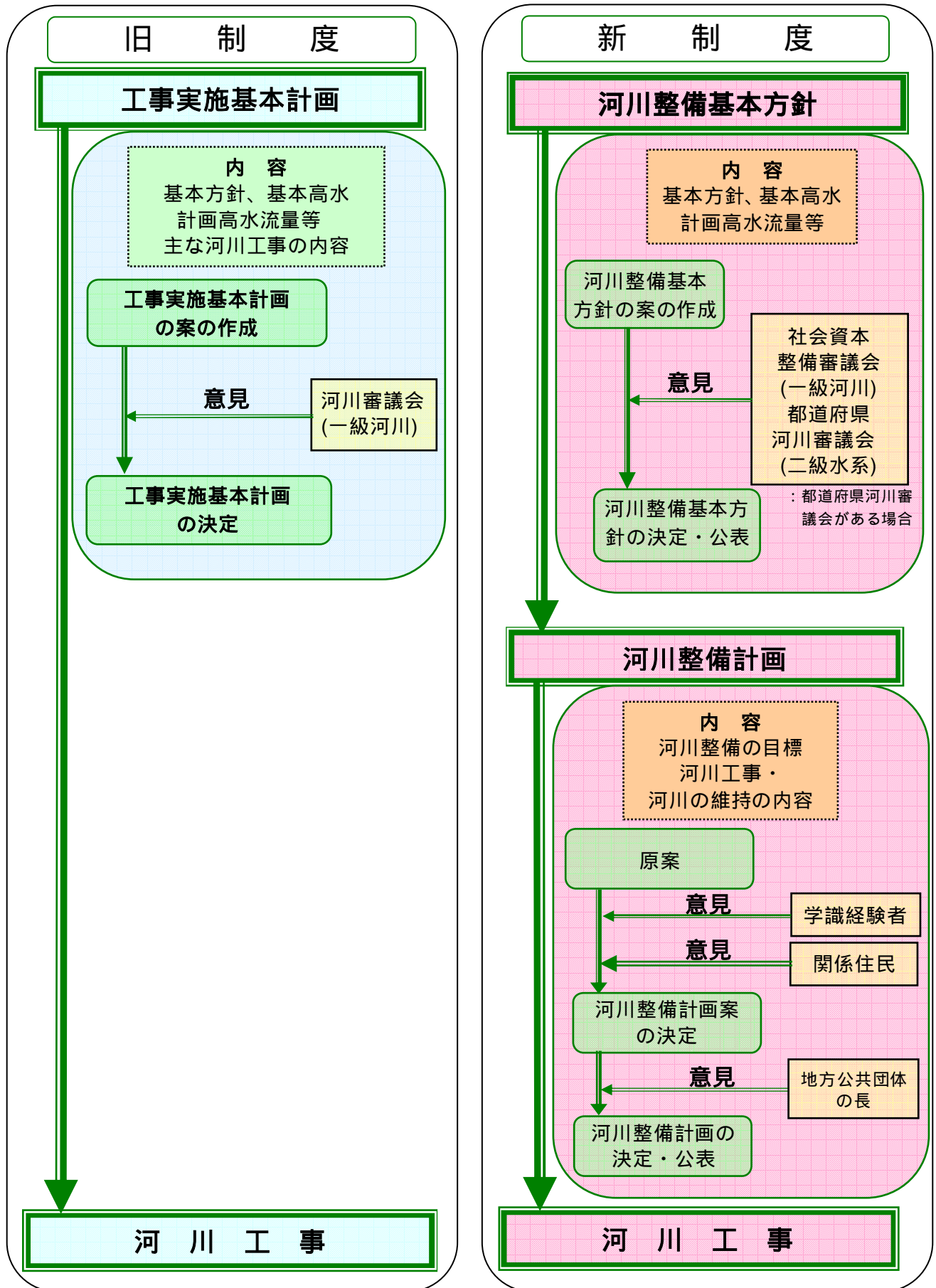
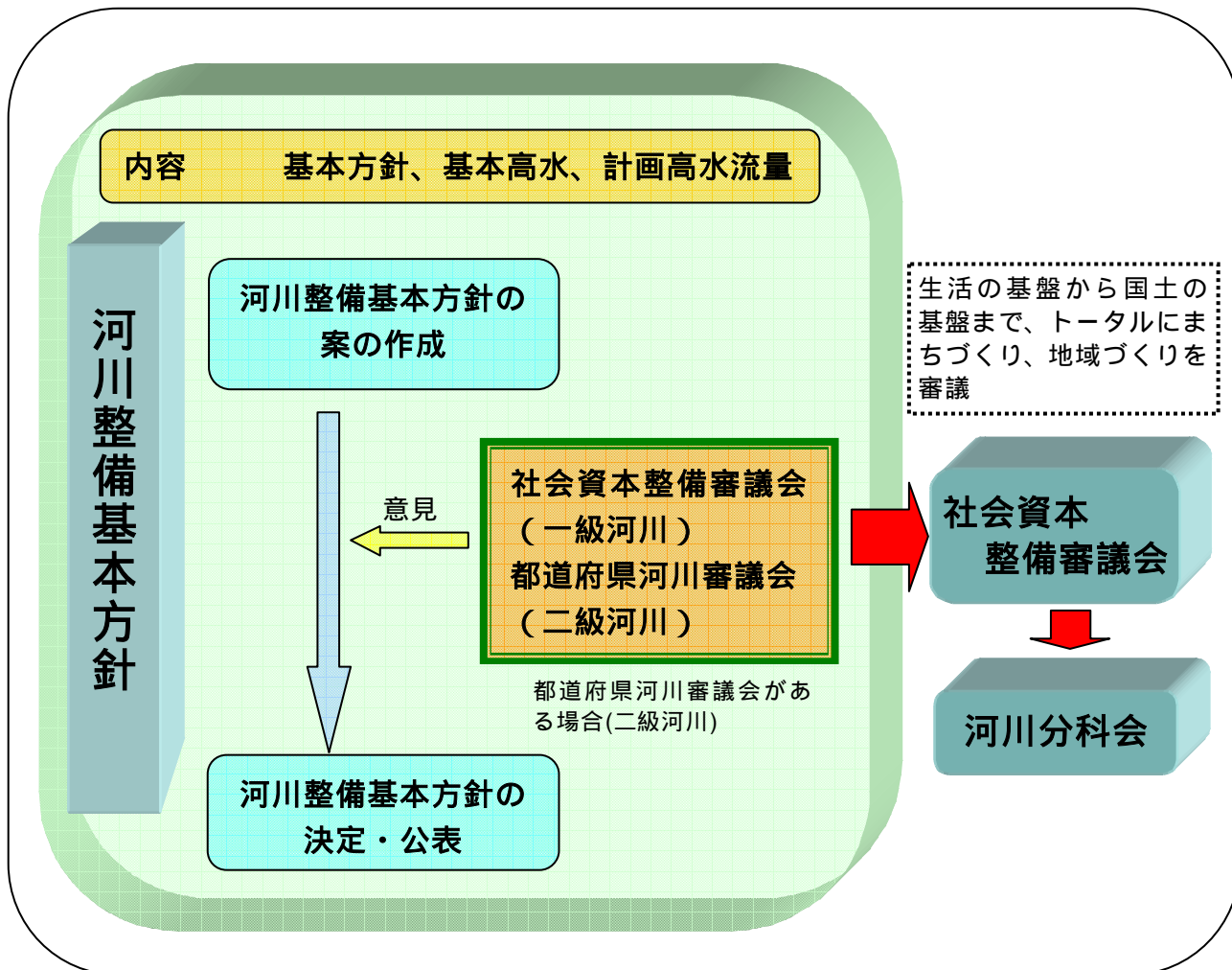


図-3 河川整備基本方針について

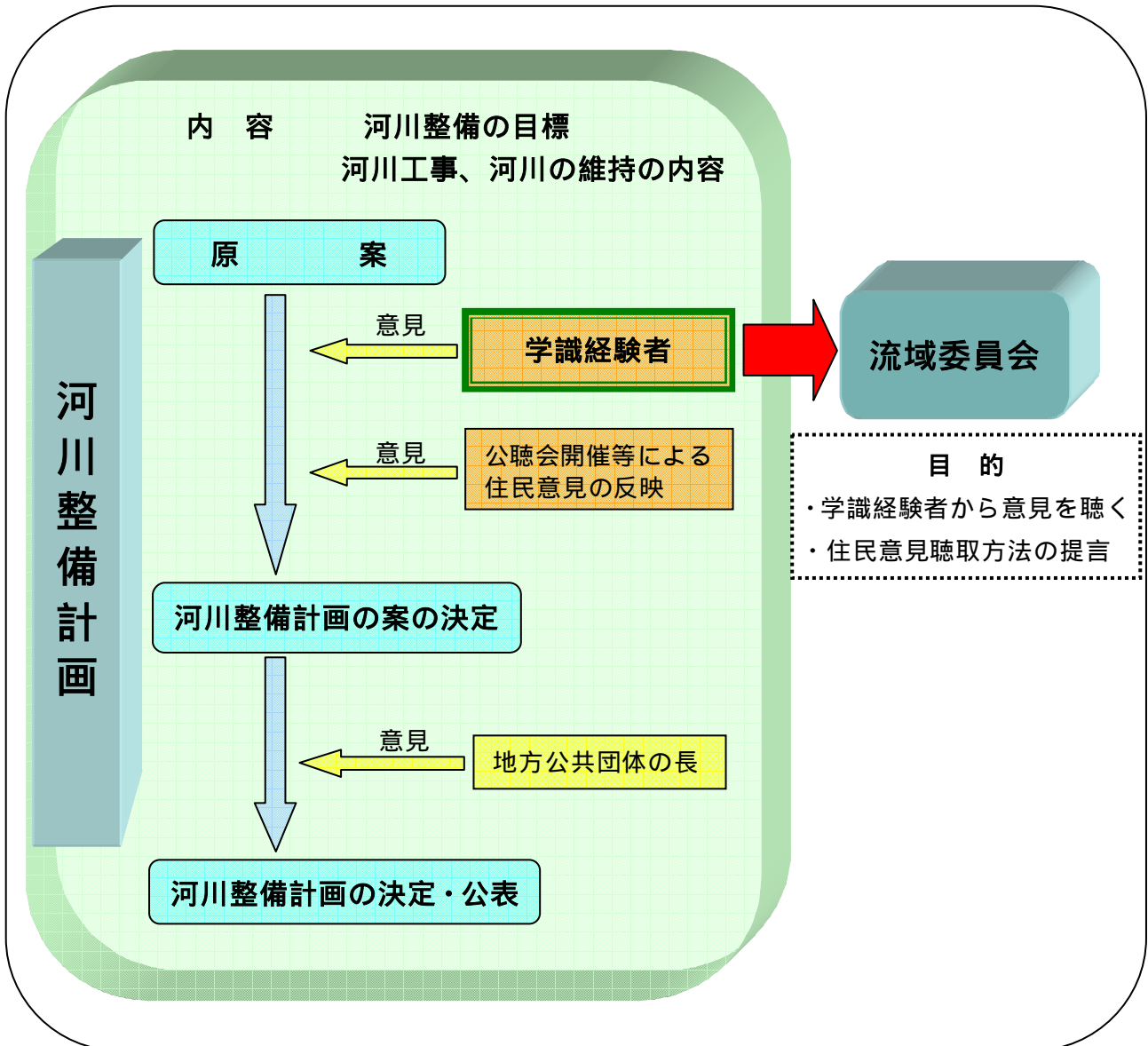


河川整備基本方針は水系ごとに河川管理者が定める

- < 手続き >
- ・ 社会資本整備審議会の意見を聴く
 - ・ 策定後、公表する

- < 内容 >
- ・ 長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針と基本的事項を記述する
 - ・ 個別事業など具体の河川整備の内容を定めず、整備の考え方を記述する

図-4 河川整備計画について



河川整備計画は、河川整備基本方針に基づき河川管理者が定める

- < 手続き >
- ・関係地方公共団体の長の意見を聴く
 - ・学識経験者や関係住民の意見を聴く
 - ・策定後、公表する

- < 内容 >
- ・20～30年後の河川整備の目標を明確にする
 - ・個別事業を含む具体的な河川の整備の内容を明らかにする

資料 1-2 熊野川懇談会の設立趣旨

近畿地方整備局では、今後20～30年間の具体的な河川の整備内容を示す河川整備計画を策定するにあたり、学識経験者等から意見を聞くことを目的に、各水系において「流域委員会」を設立します。

熊野川では、熊野川の流域委員会である「熊野川懇談会」設立に先立ち、「熊野川懇談会設立準備会」(委員長：江頭進治 立命館大学理工学部教授)を平成15年12月20日に設置し、熊野川懇談会の委員構成を定め、運営及び情報公開のあり方について審議いただきました。

今回、近畿地方整備局では、この設立準備会が平成16年8月2日に提出した答申を受けて、「熊野川懇談会」を設立します。

熊野川懇談会は、「一級河川熊野川水系河川整備計画の案(直轄管理区間)」の策定にあたり、熊野川らしさとは何かを考えながら、河川空間の整備と保全を求める地域の声に耳を傾け、また、河川の特長や地域の風土・文化等の実情に応じた河川整備を推進するために、

河川整備計画の原案について意見を述べる
関係住民意見の聴き方について意見を述べる

ことを目的に設立するものです。(図-5、6 参照)

図-5 河川整備計画策定の流れ

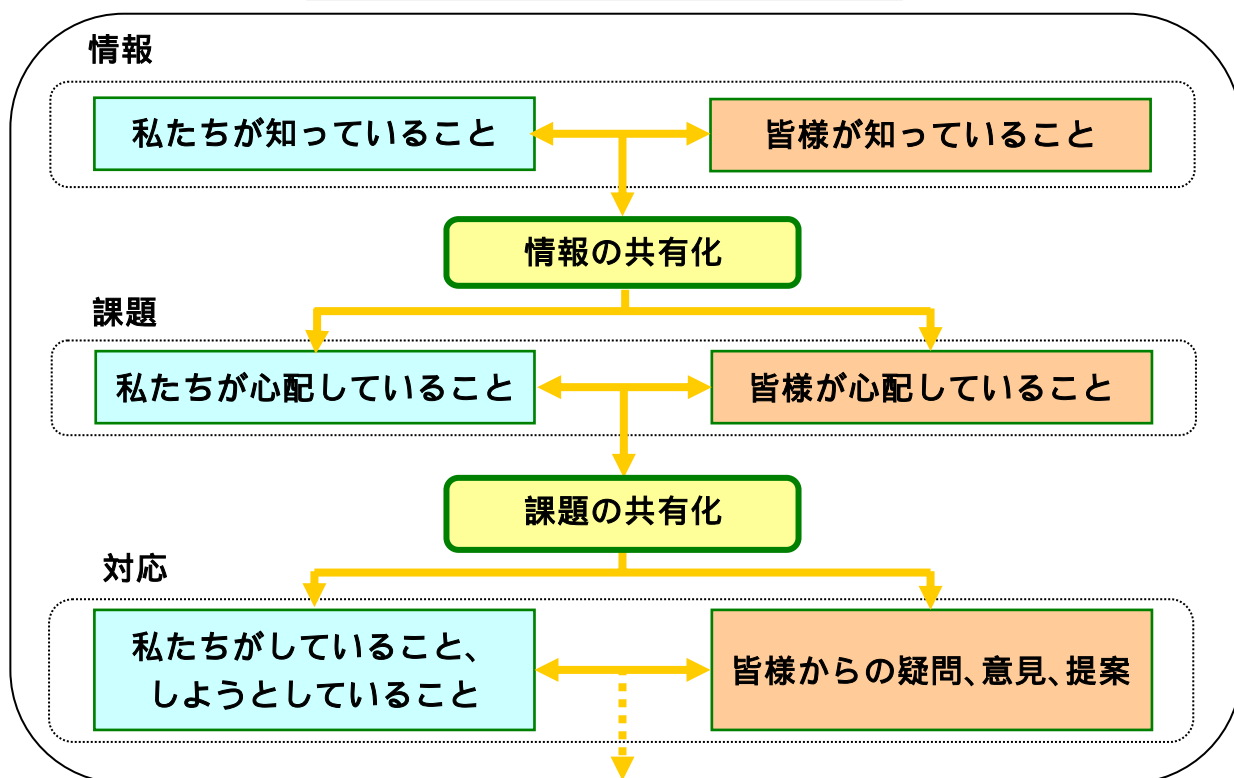
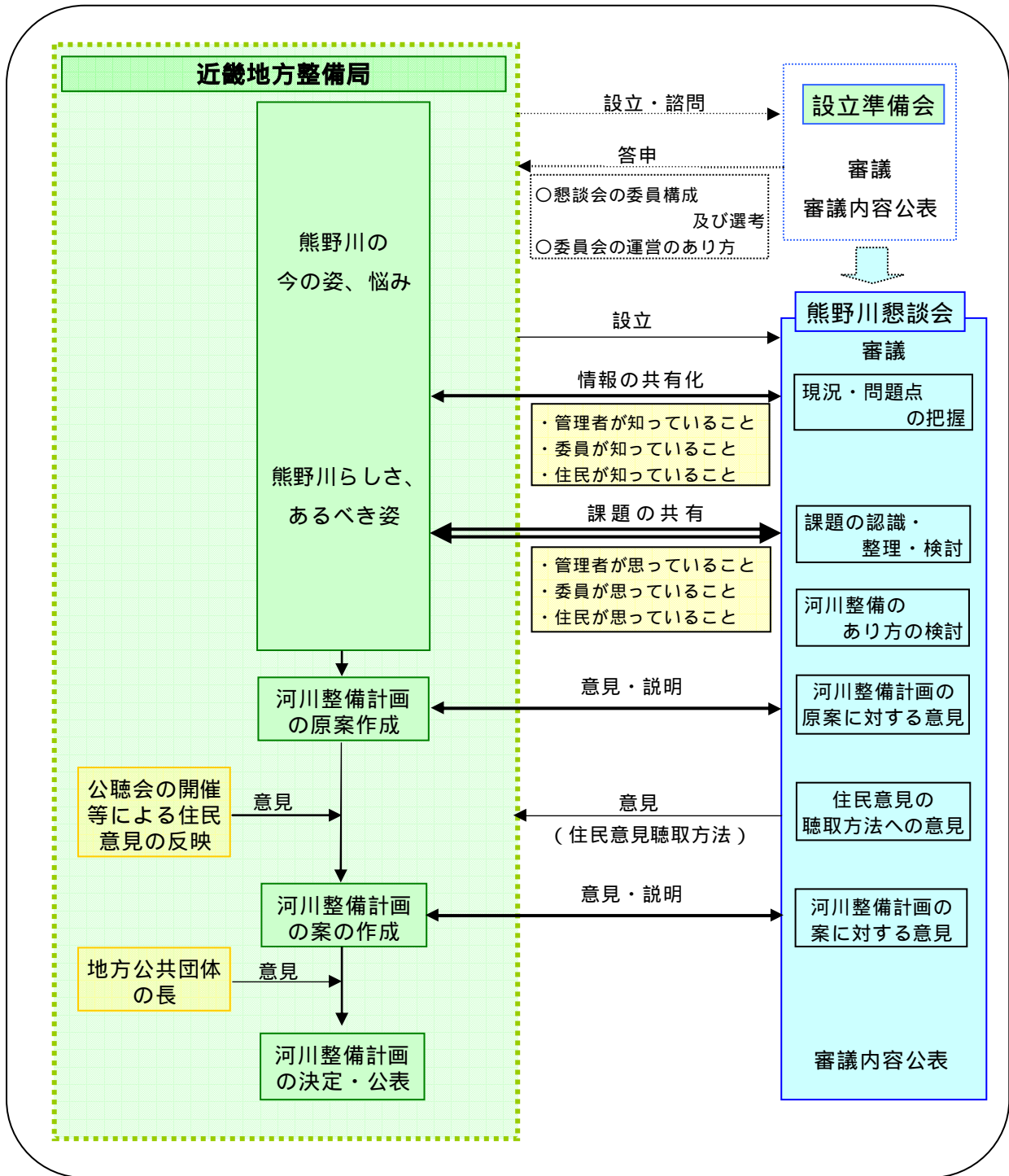


図-6 熊野川懇談会における河川整備計画策定までの進め方



熊野川懇談会

熊野川においては、熊野川の今の姿、悩みや熊野川らしさ、あるべき姿を踏まえ、直轄区間の議論にとどまらず流域全体を視野に捉え幅広い議論を行っていくことが重要であり、このため流域委員会の名称を親しみやすい「熊野川懇談会」と名づけています。

資料 1-3 熊野川懇談会の審議対象範囲

近畿地方整備局が、熊野川において今後20～30年間の具体的な河川整備計画を策定する範囲は、国土交通大臣が直接管理している区間（以下「直轄管理区間」という。）とします。

よって、熊野川懇談会で審議いただく、「河川整備計画」の範囲は直轄管理区間内とします（図-7、8、9 参照）。

なお、流域を取り巻く様々な課題については、幅広い議論が必要と考えております。

図-7 直轄管理区間

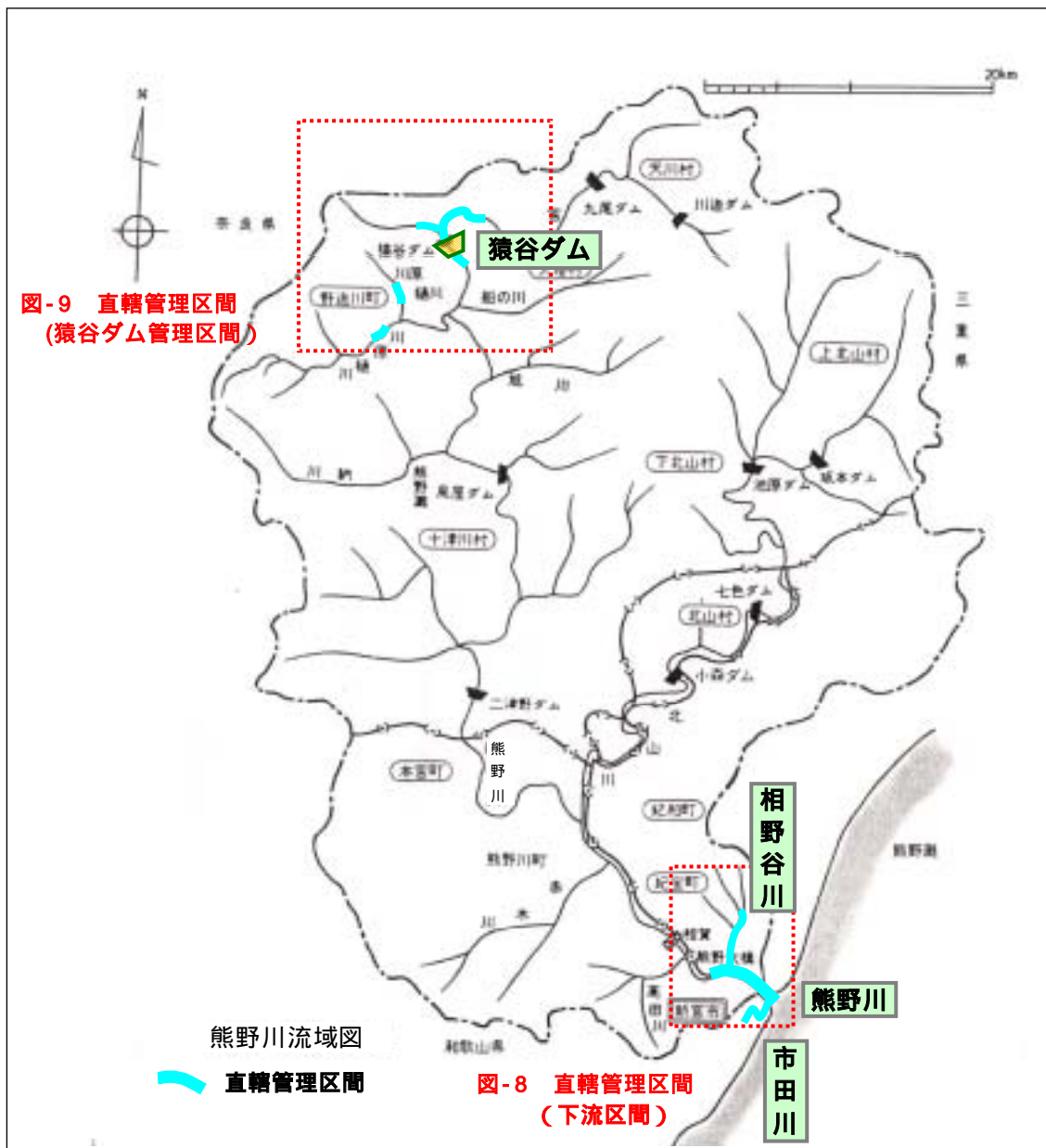


図-8 直轄管理区間
(下流区間)

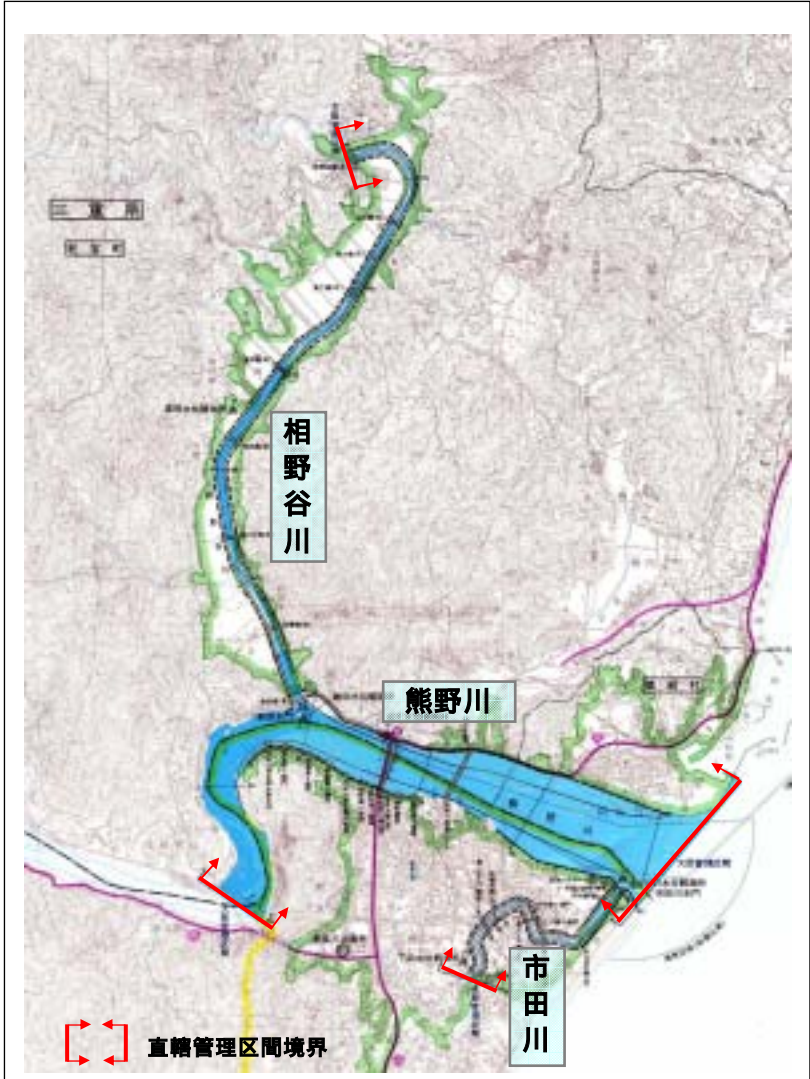


図-9 直轄管理区間
(猿谷ダム管理区間)



資料1-4 熊野川懇談会設立準備会の概要

1. 設立準備会について

(1) 設立準備会の目的・位置づけ

熊野川懇談会設立準備会は、熊野川懇談会の設立にあたり、透明性を確保し、熊野川懇談会の委員構成を定め、運営及び情報公開のあり方についての案を定めることを目的として近畿地方整備局紀南河川国道事務所長が設置しました。

(2) 設立準備会の構成メンバー

< 設立準備会委員 >

氏名	専門	所属
江頭進治(委員長)	河川工学	立命館大学理工学部教授
木本凱夫	農業水利学	三重大学生物資源学部助教授
神坂次郎	歴史・文化	作家・日本ペンクラブ理事
瀧野秀二	生物	和歌山県立新宮高等学校教諭
竹中文博	広報	株式会社和歌山放送会長

(五十音順・敬称略)

(3) 設立準備会の開催経過

設立準備会では、以下に示す4回の会議を開催しました。

< 設立準備会の開催経過 >

第1回 設立準備会

日時：平成15年12月20日(土)

場所：ホテルグランヴィア和歌山

審議内容：設立準備会の規約、情報公開方法等について

第2回 設立準備会

日時：平成16年3月26日(金)

場所：新宮地域職業訓練センター

審議内容：懇談会の組織構成、委員の選考方法等について

第3回 設立準備会(非公開)

日時：平成16年6月19日(土)

場所：新大阪ワシントンホテルプラザ

審議内容：懇談会の委員選考等について(非公開)

第4回 設立準備会

日時：平成16年8月2日(月)

場所：鵜殿村生涯学習センター まなびの郷 きらめきホール

審議内容：委員選考結果、懇談会の規約(案)、
情報公開方法(案)について、答申書提出

「熊野川懇談会のあり方について」

答 申

平成16年8月

熊野川懇談会設立準備会

目 次

はじめに	答申-1
1. 熊野川懇談会の構成員について	答申-2
2. 熊野川懇談会の規約(案)	答申-3
3. 熊野川懇談会の情報公開方法(案)	答申-5
別表-1 熊野川懇談会委員候補	答申-6

はじめに

近畿地方整備局では、今後20～30年間の具体的な河川の整備内容を示す「熊野川河川整備計画(直轄管理区間)」を策定するにあたり、学識経験者から意見を聴くことを目的として「熊野川懇談会」(以下「懇談会」という。)の設置を予定している。

懇談会を設置するにあたり、平成15年12月20日に近畿地方整備局紀南河川国道事務所長は「熊野川懇談会設立準備会」を設置し、懇談会の構成員、運営のあり方等について諮問した。

熊野川懇談会設立準備会は、この諮問を受け、4回に及び会議を開催し、懇談会の構成員、運営のあり方等について慎重に審議を行った。

これらの審議結果を以下のとおり答申する。

近畿地方整備局においては、本答申を踏まえ、「熊野川懇談会」を設置されたい。

平成16年8月2日

熊野川懇談会設立準備会
委員長 江頭進治

1. 熊野川懇談会の構成員について

(1) 組織構成

- ・ 熊野川流域を取り巻く様々な課題について、幅広い議論ができるように治水・利水・環境（自然、人文社会、工学）等の専門家（学識経験者等）による分野構成を定めた。また、熊野川らしさを踏まえた審議を行うために、地域の特性に詳しいひとを加えた構成とした。
- ・ 懇談会の規模については、委員が活発な議論を行うことができるよう配慮し定めた。

(2) 委員選考方法

- ・ 治水・利水・環境等の専門家については、設立準備会委員、流域内の関係自治体、関係機関、河川管理者が推薦するひとの中から委員候補を選考することとした。
- ・ 地域の特性に詳しいひとについては公募を行い、応募者の中から委員候補を選考することとした。
- ・ 選考にあたっては、設立準備会委員のほかに、以下の項目に該当するひとを選考することとした。
 - 熊野川に関する審議をする際に必要な専門知識を有しているひと
 - 熊野地方の歴史・文化等に詳しいひと
 - 熊野川流域での調査研究を通して熊野川の特性を理解しているひと
 - 熊野川の流域の特性に詳しく、熊野川に関して積極的に活動しているひと

(3) 選考結果

- ・ 委員候補については、治水等の工学分野において6名、自然、人文社会、環境等の分野において7名、地域の特性に詳しいひと3名、計16名を選考した。

(4) 委員候補の確定

- ・ 設立準備会は、選考された候補者に委員候補内諾の依頼を行った。その際、河川管理者も同行した。
- ・ その結果、16名の候補者全員から内諾が得られ、別表-1のとおり委員候補が確定した。

2. 熊野川懇談会の規約(案)

熊野川懇談会規約(案)

第1条 本規約は、「熊野川懇談会」(以下「懇談会」という。)の構成及び運営等について、必要な事項を定めるものである。

(設置)

第2条 懇談会は、河川法(昭和39年法律第167号)第十六条の二第3項に規定する趣旨にもとづき、河川に関し学識経験を有するひとの意見を聴くために、近畿地方整備局長(以下「整備局長」という)が設置する。

(目的)

第3条 懇談会は、熊野川らしさや、あるべき姿を踏まえつつ、「熊野川河川整備計画(直轄管理区間)」の原案について意見を述べるとともに、関係住民の意見の聴取・反映方法について提言し、河川整備計画の策定に寄与することを目的とする。

(懇談会運営)

第4条 懇談会委員は、整備局長が委嘱する。委員の任期は委員会設立の日から2年間とし、再任を妨げない。

2. 懇談会は、必要と認める場合には、具体的候補者を選考の上、懇談会委員として追加するよう整備局長に要請することができる。なお、追加された委員の任期は前項によるものとする。

第5条 懇談会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

2. 委員長は会務を総括し、懇談会を代表する。

3. 委員長に事故がある時は、委員長が予め指名した委員がその職務を代理する。

第6条 懇談会は、委員長が召集する。

2. 懇談会の運営(議事・運営、審議結果のとりまとめおよび公表)は懇談会が行う。

3. 懇談会は、委員総数の三分の二以上の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は認めない。

4. 懇談会は、出席委員の三分の二以上の賛成をもって意思決定を行う。なお、少数意見は、懇談会が必要と認めるものについてこれを付す。

5. 河川管理者および熊野川に関わりの深い流水占有者等は、委員から意見を求められたとき、または委員長の許可を得たとき、説明や意見の表明を行うことができる。

6. 懇談会は、審議しようとする事項について必要と認める場合には、専門的な知識を有するひとの意見を聴く(書面を含む)ことができる。

7. 委員長は、一般傍聴者に対して発言の機会を設ける。

8. 一般から懇談会に寄せられた意見や資料の取り扱いについては、委員長が判断する。

(情報公開)

- 第7条 懇談会は公開を原則とし、公開する情報及び情報公開方法については懇談会で定める。
2. 河川管理者は、前項で定めた内容について協力する。

(庶務)

- 第8条 庶務は、近畿地方整備局から委託を受けた者が、中立的立場で懇談会の指示を受けて以下の業務を行う。
会議資料(案)の作成、 議事録(案)の作成、 会議内容のとりまとめ(議事骨子)及び公表資料(案)の作成、 懇談会の議事・運営補助、 その他

(規約の改正)

- 第9条 本規約の改正は、委員の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

(雑則)

- 第10条 懇談会以外の場における関係住民からの意見については、書面(メール、FAX、原稿送付等)でのみ受け付ける。
第11条 本規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関する必要な事項は、懇談会において定める。

(付則)

- 第12条 この規約は、平成16年 月 日から施行する。

3. 熊野川懇談会の情報公開方法(案)

熊野川懇談会の情報公開方法(案)

第1条 熊野川懇談会規約第7条に基づく情報公開の方法について以下のように定める。

第2条 懇談会開催の案内は、原則として記者発表及びホームページで行う。このほか流域内で、関連機関でのパンフレット配布、新聞折込広告、市町村広報誌等による案内を状況に応じて組み合わせて行う。

第3条 一般傍聴者の受入れについては、可能な限り多くの希望者が傍聴できるよう配慮する。
2. 懇談会の傍聴は、先着順とする。

第4条 懇談会の資料、議事骨子および議事録は公開する。ただし、プライバシー、貴重種の生息箇所等、公開できない情報の取扱いについてはこの限りではない。

第5条 懇談会資料については、会場での配布、懇談会ホームページ、所定の関係機関での閲覧を基本とする。なお、後日請求があった場合は、送料負担の条件で提供する。
2. 議事録については、懇談会ホームページ、会場および所定の関係機関での閲覧を基本とする。
3. 議事骨子については、ニュースレターを適宜発行し、関係機関の情報コーナーで配布する外、ホームページで公開する。

第6条 記者会見は、委員長の判断により必要に応じてこれを行う。

別表 1 熊野川懇談会委員候補

五十音順、敬称略

	氏名	専門分野	所属等
1	井伊 博行 いい ひろゆき	水循環、水質(河川・地下水)	和歌山大学システム工学部教授
2	浦木 清十郎 うらき せいじゅうろう	歴史・文化、観光、林業	浦島観光ホテル(株)会長 浦木林業(株)社長
3	江頭 進治 えがしら しんじ	河川・砂防(流砂系)	立命館大学理工学部教授
4	木本 凱夫 きもと よしお	農業水利	三重大学生物資源学部助教授
5	清岡 幸子 きよおか ゆきこ	地域の特性に詳しい	新宮商工会議所女性会会長
6	神坂 次郎 こうさか じろう	歴史・文化	作家、劇作家
7	椎葉 充晴 しいば みちはる	水文・水資源	京都大学大学院地球環境学堂教授
8	高須 英樹 たかす ひでき	植物、生態系	和歌山大学教育学部教授
9	瀧野 秀二 たきの しゅうじ	水生生物、植物	和歌山県立新宮高等学校教諭
10	竹中 文博 たけなか ふみひろ	広報	(株)和歌山放送相談役
11	津田 晃 つだ あきら	地域の特性に詳しい	(有)津田林業代表取締役
12	中島 千登世 なかしま ちとせ	地域の特性に詳しい	河川を美しくする会副会長
13	橋本 卓爾 はしもと たくじ	農業経済、地域政策	和歌山大学経済学部教授
14	間瀬 肇 ませ はじめ	海岸・海域災害	京都大学防災研究所助教授
15	山本 殖生 やまもと しげお	熊野の歴史・文化・信仰	新宮市熊野学情報センター準備室長
16	吉野 隆治 よしの りゅうじ	発電水力、水源地域対策	(社)電力土木技術協会専務理事

資料 1-5 熊野川懇談会規約（案）について

熊野川懇談会規約（案）

第1条 本規約は、「熊野川懇談会」（以下「懇談会」という。）の構成及び運営等について、必要な事項を定めるものである。

（設置）

第2条 懇談会は、河川法（昭和39年法律第167号）第十六条の二第3項に規定する趣旨にもとづき、河川に関し学識経験を有するひとの意見を聴くために、近畿地方整備局長（以下「整備局長」という）が設置する。

（目的）

第3条 懇談会は、熊野川らしさや、あるべき姿を踏まえつつ、「熊野川河川整備計画（直轄管理区間）」の原案について意見を述べるとともに、関係住民の意見の聴取・反映方法について提言し、河川整備計画の策定に寄与することを目的とする。

（懇談会運営）

第4条 懇談会委員は、整備局長が委嘱する。委員の任期は委員会設立の日から2年間とし、再任を妨げない。

2．懇談会は、必要と認める場合には、具体的候補者を選考の上、懇談会委員として追加するよう整備局長に要請することができる。なお、追加された委員の任期は前項によるものとする。

第5条 懇談会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

2．委員長は会務を総括し、懇談会を代表する。

3．委員長に事故がある時は、委員長が予め指名した委員がその職務を代理する。

第6条 懇談会は、委員長が召集する。

2．懇談会の運営（議事・運営、審議結果のとりまとめおよび公表）は懇談会が行う。

3．懇談会は、委員総数の三分の二以上の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は認めない。

(熊野川懇談会規約(案)つづき)

4. 懇談会は、出席委員の三分の二以上をもって意思決定を行う。なお、少数意見については、懇談会が必要と認めるものはこれを付す。

5. 河川管理者および熊野川に関わりの深い流水占有者等は、委員から意見を求められたとき、または委員長の許可を得たとき、説明や意見の表明を行うことができる。

6. 懇談会は、審議しようとする事項について必要と認める場合には、専門的な知識を有するひとの意見を聴く(書面を含む)ことができる。

7. 委員長は、一般傍聴者に対して発言の機会を設ける。

8. 一般から懇談会に寄せられた意見や資料の取り扱いは、委員長が判断する。

(情報公開)

第7条 懇談会は公開を原則とし、公開する情報及び情報公開方法については懇談会で定める。

2. 河川管理者は、前項で定めた内容について協力する。

(庶務)

第8条 庶務は、近畿地方整備局から委託を受けた者が、中立的立場で懇談会の指示を受けて以下の業務を行う。

会議資料(案)の作成、議事録(案)の作成、会議内容のとりまとめ(議事骨子)及び公表資料(案)の作成、懇談会の議事・運営補助、その他

(規約の改正)

第9条 本規約の改正は、委員の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

(雑則)

第10条 懇談会以外の場における関係住民からの意見については、書面(メール、FAX、原稿送付等)でのみ受け付ける。

第11条 本規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関する必要な事項は、懇談会において定める。

(付則)

第12条 この規約は、平成16年 月 日から施行する。

資料 1-6 熊野川懇談会の庶務

熊野川懇談会の庶務は、熊野川懇談会規約(案)第8条第1項により、近畿地方整備局から委託を受けた者として、下記の者が行います。

熊野川懇談会庶務

熊野川懇談会 庶務 担当 なかじょう 中條 まさる 優

三井共同建設コンサルタント株式会社 関西支社

住所 大阪市港区弁天1丁目2番1-1000号
(オーク1番街10階)

TEL(06)6599-6025 FAX(06)6599-6050

E-mail: info@kumanogawa.org

ホームページ: <http://www.kumanogawa.org/>

熊野川懇談会規約(案)第8条

(庶務)

第8条 庶務は、近畿地方整備局から委託を受けた者が、中立的立場で懇談会の指示を受けて以下の業務を行う。

会議資料(案)の作成、 議事録(案)の作成、 会議内容のとりまとめ(議事骨子)及び公表資料(案)の作成、 懇談会の議事・運営補助、 その他